

29 豊環施建第 7 号
平成 29 年 6 月 2 日

愛知県知事 大村 秀章 様

都市計画決定権者
豊橋市
代表者 豊橋市長 佐原 光一



東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要について（送付）

愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号。以下「条例」という。）第 31 条第 2 項の規定により読み替えて適用される条例第 9 条の規定に基づき、東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書についての意見の概要を別添のとおり作成しましたので、送付します。

担 当 豊橋市都市計画部都市計画課

連絡先 豊橋市環境部施設建設室

電 話 0532-38-0777



1 方法書についての縦覧状況及び意見書の提出状況

1) 縦覧状況

- ・縦覧期間：平成29年3月28日（火）から4月28日（金）まで
- ・意見書提出期限：平成29年5月12日（金）

表1 縦覧場所及び縦覧者数

縦覧場所		縦覧者数
豊橋市	豊橋市資源化センター	1
	豊橋市環境部環境政策課	1
	豊橋市じょうほうひろば	1
	豊橋市民センター（カリオンビル）	3
	豊橋市石巻窓口センター	0
	豊橋市駅前窓口センター	0
	豊橋市西部窓口センター	0
	豊橋市東部窓口センター	0
	豊橋市大清水窓口センター	0
	豊橋市南部窓口センター	0
	豊橋市高師台窓口センター	0
	豊橋市二川窓口センター	0
	豊橋市中央図書館	10
	豊橋市民文化会館	0
田原市	田原市市民環境部廃棄物対策課	0
合計		16

2) 意見書の提出状況

方法書を上記の期間において縦覧し、意見書提出期限までに提出された意見書は計1通（5件）であり、その意見書に記載された意見の分類は、表2に示すとおりです。

表 2 方法書についての意見書の意見の分類

分 類	意見数
第 1 章 都市計画決定権者の名称	0
第 2 章 都市計画対象事業の目的及び内容	0
第 3 章 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況	0
第 4 章 計画段階配慮事項に関する内容	3
第 5 章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	2
第 6 章 方法書に関する業務を委託した者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	0
合 計	5

2 方法書についての意見の概要

方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要は、表 3 に示すとおりです。

表 3 方法書についての意見の概要

番号	意見の概要
第 4 章 計画段階配慮事項に関する内容	
1	P176 配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解 「事業実施想定区域の概ねの位置を決定した経緯及び配慮書において設定された複数案を単一案に絞り込んだ経緯をわかりやすく示すこと。」とあるが、隣接する周辺自治会等にも丁寧な説明を行ったのか。
2	P176 配慮書についての愛知県知事の意見及び都市計画決定権者の見解 「地盤」の欄の都市計画決定権者の見解として、「北案を本事業の単一案として選定しました。」との記載は到底容認できない。
3	平成 26 年 12 月 11 日付で、東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）（仮称）豊橋田原ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書の案の要約書に対する意見を提出したところであるので、これらも一読願いたい。
第 5 章 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	
4	今回は、環境保全の見地からの意見募集であるので、法令、条例及び指針等に基づいて実施されたい。
5	半径 3km 以内の区域の産業廃棄物の埋設物（地下約 10m 程度・旧軍用地）の確認のためのボーリング調査にも特に留意されたい。